

3.建築・建築設備工事の発注時における積算数量の公開について



建築・建築設備工事の発注時における 積算数量の公開について

県土マネジメント部が発注する建築・建築設備工事の発注時における積算数量は、 現在、解体工事を除くすべての工事を対象とし、参考数量として公開しているところですが、積算数量の一層の透明性及び客観性を確保するとともに、入札者の積算及び工事 費内訳書作成の効率化を図るため、平成30年6月1日以降に発注に係る公告を行うも のについては、解体工事を含むすべての工事を対象とし、参考数量として公開とすることとします。

参考数量は、参考資料として公開するものであり、契約図書としての契約数量ではありません。